

# 令和5年度赤い羽根共同募金運動実施要領

## 1 趣 旨

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金」として始まり、本年77回目を迎えます。この運動は、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、社会情勢の変化により福祉課題が見えにくくなるとともに、募金方法や助成内容が固定化しつつあり、福祉課題解決のための運動としての意識が少しずつ弱まっています。そのため、今以上に地域住民の皆様にご共同募金活動の取り組みを理解いただく必要があります。

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や人口減少、過疎化、家族や地域での支え合いの機能の弱まり、コロナ禍による行動の自粛などを背景として、貧困や虐待、ひきこもり、孤独死、自殺など、地域の中での孤立を起因とした様々な生活課題が深刻化しています。

社会福祉施策だけでは対応が困難な子育て、介護、生活困窮への支援や社会的孤立の課題への取り組みなど地域で抱えている社会課題や生活課題を地域住民自らが、これらの課題解決に取り組む、地域でのつながりづくりと地域福祉活動のより一層の充実を図ることが求められています。そのためには、地域におけるこれらの活動を推進するための資金を継続的に確保していくことが重要です。

しかしながら、地域における民間社会福祉活動を支える財源として、その役割を果たしてきた共同募金を取り巻く環境は、厳しい状況が続いています。

本運動の目的の一つである「地域福祉の推進」は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア等のあらゆる主体が協力・協働し合い、地域の課題解決や地域福祉の発展に貢献していく取り組みです。

豊川市においては、「豊川市のまちを良くするしくみ」をスローガンに本運動を通じて、住民一人一人が支え合い、思いやりの精神を持ちながら福祉のまちづくりに貢献し、地域福祉活動に対する関心や理解を深めることができる身近な活動であることの周知に努め、積極的な参加と協力を呼び掛けます。

また、近年、地震や豪雨などの自然災害が毎年のように発生している状況があり、義援金募集についても積極的な活動を行っていきます。

昨年度に引き続き、本運動の趣旨をご理解いただき、衛生的な配慮のもと、可能な限り様々な募金手法により運動に取り組んでまいります。

## 2 実施主体

愛知県共同募金会豊川市共同募金委員会

### 3 実施期間

- ①一般募金 令和5年10月1日から令和6年3月31日  
②歳末たすけあい募金 令和5年12月1日から令和5年12月31日

### 4 共同募金目標額

募 金 種 別	令和5年度目標額 (千円)	令和4年度実績額(円)
① 戸別募金	8, 7 7 9	8, 6 6 6, 9 7 7
② 事業所募金(法人募金)	3, 0 2 4	2, 9 8 5, 4 9 2
③ 職域募金	9 8 7	9 7 4, 0 7 6
④ 学校募金	9 0 9	8 9 6, 8 9 5
⑤ 街頭募金	2 8 7	2 8 2, 4 9 5
⑥ 一般受付募金	5 6 1	5 5 5, 8 6 5
一般募金合計	1 4, 5 4 7	1 4, 3 6 1, 8 0 0
歳末たすけあい募金	6 9 7	6 9 5, 7 0 8
共同募金総額	1 5, 2 4 4	1 5, 0 5 7, 5 0 8

※歳末たすけあい募金については、令和5年度豊川市社会福祉協議会において実施予定の「要援護者への歳末見守り訪問事業」に必要な経費を目標額として設定。  
令和5年度においては一部を一般配分金から充当予定。

### 5 広報啓発

本運動実施期間中は、市民に対して「赤い羽根共同募金」の理解を求め、より効果的な運動を展開するために広報・啓発活動を実施します。

- ① 「社協だより(10月1日号)」を通じた市民に向けての広報啓発
- ② 豊川市社会福祉協議会ホームページ及びフェイスブックを活用した広報啓発
- ③ 市内各所への啓発用ポスター及び豊川市社会福祉会館への看板の掲示
- ④ 赤い羽根協力店に募金箱の設置及びステッカー、ポスター等の掲示
- ⑤ 小・中・高等学校教職員及び児童、生徒に対する啓発活動
- ⑥ 赤い羽根協賛児童生徒作品コンクール優秀作品展示会の開催
- ⑦ いなりんコラボ募金バッジ、寄付金付き図書カード、クオカードなどによる募金活動の推進
- ⑧ 「ガチャガチャ募金」による広い世代への赤い羽根共同募金の啓発
- ⑨ 各種イベントにおける啓発活動の実施

⑩ 共同募金マスコットキャラクター「愛ちゃん」と「希望くん」の着ぐるみ活用

6 募金方法

○一般募金

① 戸別募金

戸別募金については、連区長、町内会長、組長に依頼し、各世帯に協力をお願いします。また、赤い羽根共同募金は市民の自由意志に基づくものであることを理解していただくよう配慮します。

② 事業所募金（法人募金）

例年ご協力いただいている事業所については、今年度も協力をお願いします。大口募金については、事務局職員が各事業所に依頼し、協力をお願いします。中小口募金については、民生委員児童委員協議会の協力を得て、民生委員の方に各事業所に依頼していただきます。

③ 職域募金

職域募金については、例年ご協力いただいている企業、団体、官公庁等に引き続きご協力をお願いします。

④ 学校募金

学校募金については、各学校長及び各園長に依頼しご協力をお願いします。

⑤ 街頭募金

街頭募金については、民生委員児童委員協議会等の奉仕活動として、赤い羽根共同募金運動実施期間中にご協力をお願いします。

⑥ 一般受付募金

- ・愛知県共同募金会豊川市共同募金委員会事務局（豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内）において、随時一般市民からの募金を受付けます。
- ・赤い羽根協力店として、スーパーマーケット等の各店舗に依頼し、募金箱を設置していただけるようご協力をお願いします。
- ・市内で行われるイベントや豊川市社会福祉協議会各事業所及びふれあいセンター等に募金箱を設置し、市民の方にご協力をお願いします。
- ・民間受配施設等に赤い羽根共同募金運動へのご協力をお願いします。

○歳末たすけあい募金

一般市民、事業所、職域及び労働団体等、幅広くご協力を呼び掛けて募金活動を行います。

また、一般募金同様、民生委員児童委員協議会、ボーイスカウト、市内の中学校等に街頭募金の協力をお願いします。

## 7 災害対応

災害救助法が適用された場合、災害義援金の募集を行い、被災地共同募金会へ義援金を送金します。